

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所等運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）に係る
実績報告書の提出について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度国補正予算に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）」については、岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）における「障害者総合支援電子請求受付システム」等により、令和2年7月20日（月）から申請受付を開始しているところです。

これに関し、慰労金・支援金の交付を受け、補助対象事業が完了した後は、下記のとおり実績報告書の提出が必要となりますのでお知らせします。なお、慰労金を個人で申請した場合（県・市町村において個人の申請書を取りまとめた場合を含む）については、実績報告書の提出は不要です。

記

1 提出方法

県ホームページに掲載する様式に必要事項を入力、押印の上、岐阜県障害福祉課あて1部を郵送してください。

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61866.html>

郵送先: 〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県障害福祉課事業所指導係

2 提出期限

令和3年3月31日（水曜日）【必着】

※最終提出期限は上記のとおりですが、全事業の実施が終了した場合は、上記期限を待たず速やかに提出してください。

※上限額の範囲内で支援金の申請を複数回予定している場合は、全事業の実施が終了した後に一括して実績報告書を作成してください。

<問い合わせ先>

○岐阜県新型コロナウイルス慰労金・支援金コールセンター
(障害福祉サービス等分)

TEL : 058-272-8306